

半田市児童扶養手当支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）及び児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）に定めるもののほか、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）に基づく児童扶養手当の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(支払方法)

第2条 児童扶養手当の支払方法は、半田市財務規則（昭和46年半田市規則第11号）の規定により、受給者の希望する金融機関の本人名義の口座へ振り込むものとする。

(支払期日)

第3条 児童扶養手当の支払期日は、各支払期月の11日（その日が日曜日若しくは土曜日又は休日（以下「日曜日等」という。）に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日）とする。

2 法第7条第3項ただし書による支払期月でない手当の支払は、その都度支払うものとする。

(標準処理期間)

第4条 各種請求書及び届の受理の日から処分の決定を行うまでの標準処理期間は、30日以内とする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年3月30日から施行し、平成14年8月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月7日から施行する。